様式第２号（第３条第２項第２号関係）

誓約書

令和　　年　　月　　日

日本行政書士会連合会
会　長　　殿

住　　所

事務所所在地
（予　　定）

氏　　名
（自　　署）　　㊞

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

１　私は、行政書士法第２条の２に定める事項のいずれにも該当いたしません。

２　この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。

３　私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第７４条の３に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第２条第３号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。

４　私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》　　行　政　書　士　法

（欠格事由）

第２条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

一　未成年者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから３年（平成20年７月１日前に刑に処せられた者については２年）を経過しない者

四　公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から３年（平成20年７月１日前に当該処分を受けた場合は２年）を経過しない者

五　第６条の５第１項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から３年（平成20年７月１日前に当該処分を受けた場合は２年）を経過しない者

六　第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から３年（平成20年７月１日前に当該処分を受けた場合は２年）を経過しない者

七　懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から３年を経過しないもの

八　税理士法（昭和26年法律第237号）第48条第１項の規定により同法第44条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から３年を経過しないもの

様式第２号（第３条第２項第２号関係）

ご申請ご来局日をご記入ください。

必ず住所、事務所所在地（予定）のいずれもご記入ください。同一場所の場合、「同上」でも構いません。

誓約書

令和 8 年 4 月 1 日

日本行政書士会連合会
会　長　　殿

住　　所　東京都目黒区青葉台３丁目１番６号
事務所所在地（予　定）　東京都目黒区青葉台３丁目１番６号 行政書士会館２階
氏　　名（自　署）　行 政 太 郎　㊞

誓約書ですので、氏名は必ず「自筆署名」してください。印鑑や自署したもののコピー等の場合は、書き直しをお願いします。

申請書と同一の印鑑を押印してください。

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

１　私は、行政書士法第２条の２に定める事項のいずれにも該当いたしません。

２　この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。

３　私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第７４条の３に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第２条第３号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。

４　私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》　行　政　書　士　法

（欠格事由）

第２条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

一　未成年者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから３年（平成20年７月１日前に刑に処せられた者については２年）を経過しない者

四　公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から３年（平成20年７月１日前に当該処分を受けた場合は２年）を経過しない者

五　第６条の５第１項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から３年（平成20年７月１日前に当該処分を受けた場合は２年）を経過しない者

六　第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から３年（平成20年７月１日前に当該処分を受けた場合は２年）を経過しない者

七　懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から３年を経過しないもの

八　税理士法（昭和26年法律第237号）第48条第１項の規定により同法第44条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から３年を経過しないもの